

特定非営利活動法人日本ハイパフォーマンス・メンブレン研究会定款施行細則

第1章 総則（定款との関係）

第1条 特定非営利活動法人日本ハイパフォーマンス・メンブレン研究会（以下、「本会」という）の定款に定められたことのほかは、この細則によって行う。

第2章 会員

第2条 会員の入会については、入会申込書の受理ならびに会費の納入が確認された時点での手続きが完了したものと見なされる。

第3条 正会員は、定款に定めるものほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。

- 1) 本会の主催する学術集会などに出席し、研究の成果を発表すること
- 2) 別に定める投稿規程により論文その他を「日本ハイパフォーマンス・メンブレン研究会雑誌」（以下「会誌」という）に発表すること
- 3) 会誌の配布を無償で受けること
- 4) 倫理委員会のない施設において、本会の主催する学術集会などで発表する研究に対する倫理審査を無償で受けること

第4条 施設会員は、次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。

- 1) 施設会員の施設に属する職員が、この法人の主催する学術集会に出席し、研究の成果を発表すること
- 2) 前号の職員が、別に定める投稿規程により会誌掲載論文の著者並びに共同著者となること
- 3) 倫理委員会のない施設において、本会の主催する学術集会などで発表する研究に対する倫理審査を無償で受けること

第5条 名誉会員は、第3条各号の権利および総会に出席し参考意見を述べる権利を有する。

第6条 賛助会員は、次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。

- 1) 賛助会員の組織に属する職員が、この法人の主催する学術集会に出席し、研究の成果を発表すること
- 2) 前号の職員が、別に定める投稿規程により会誌掲載論文の著者並びに共同著者となること
- 3) 会誌の配布を無償で受けること

4) オブザーバーとして理事会に出席すること

第7条 正会員が2年以上国外に留学する場合には、この間の会費納入を免除し、4年を限度として休会措置を受けることができる。休会措置を希望する者は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。休会期間中、会員歴は継続するが、第3条各号の権利は有しない。

2. 本会は、国外在住の正会員に対し、年会費以外に会誌送料を請求することができる。

第3章 役員

第8条 理事長は、理事の互選により選出する。

(理事・監事の選任)

第9条 理事・監事は理事会の推薦により総会の決議によって選任する。

第4章 委員会

第10条 事業の運営のため、次の委員会を置く。

- 1) 総務委員会
- 2) プログラム企画委員会
- 3) 優秀演題選出委員会
- 4) 倫理委員会

第11条 委員会の委員長は、理事の中から、理事会において選任する。

第12条 委員は正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得る。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 参加費

第13条 学術集会の参加費は次に掲げる額とする。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 正会員 | 7,000円 |
| (2) 名誉会員 | 0円 |
| (3) その他 | 10,000円 |

第5章 補則

第14条 この細則を改正する場合には、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならぬ。